



## 点検商法にご注意ください！

### 相談事例

「ガス給湯器の点検の委託を受けている」と電話があった。契約先の事業者かと思い、昨日、来訪を受け点検してもらったところ、経年劣化で交換が必要との説明を受け、契約した。しかし、ガス会社に尋ねたら、正式な委託業者ではないことがわかった。(80歳代 女性)

### アドバイス

- ◆点検を口実に自宅に訪問し、点検後に不安をあおって契約させる「点検商法」と呼ばれる手口です。点検商法は訪問販売ですので、書類をもらってから8日間は、クーリング・オフ(契約の解除)ができます。また、一度断った消費者に対しての再勧誘は禁止されています。無料で点検すると言われても断りましょう。
- ◆本当に修理が必要な場合は、複数の業者から見積もりを取るようになしてください。
- ◆クーリング・オフ期間を過ぎても取り消しができる場合もあるので、あきらめずに消費生活センターに相談してください。

## 不審な電話やショートメッセージサービス(SMS)に注意しましょう！

### 相談事例1

「暗号資産(仮想通貨)の口座を開設しないか」と電話がかかってきた。上場予定の海外の会社が100万円の出資者を募っていて、まず内金として5万円支払って欲しい、という内容であった。信用してよい話だろうか。

### 相談事例2

スマートフォンに銀行名でSMSが届いた。「お客様の口座を一時停止しているので、本人確認手続きをお願いします」とURLが貼り付けてある。取引のない銀行なので、あやしいと思う。

### アドバイス

- ◆電話で、暗号資産の購入や投資を勧められても、不審に思ったら、「興味ありません」「お断りします」と言って、すぐに電話を切ってください。
- ◆銀行等を装って送られてくるSMS(ショートメッセージサービス)に記載されているURLにアクセスしてしまい、クレジットカード情報などの個人情報を不正に利用されて、身に覚えのない請求を受ける被害があります。
- ◆身に覚えのない業者からSMSが届いても、記載されているURLにアクセスしてはいけません。
- ◆URLにアクセスした場合でも、IDやパスワード、暗証番号、クレジットカード番号などの個人情報を入力してはいけません。
- ◆不安に思ったり、困ったときは、お住まいの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口にご相談ください。

### ● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県 092-632-0999(日曜日でも電話相談可)	福岡市 092-781-0999(第2・第4土曜日でも電話相談可)
北九州市 093-861-0999(土曜日でも相談可)	久留米市 0942-30-7700(第2日曜日でも相談可)
飯塚市 0948-22-0857	宗像市 0940-33-5454
大牟田市 0944-41-2623	行橋市広域 0930-23-0999
糸島市 092-332-2098	筑紫野市 092-923-1741

\*消費者ホットライン TEL(局番なし)188(いやや！)(あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します)

※ナビダイヤル通話料金が発生します